

(基本金)

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

「その帰属収入のうちから」

とは、全体期間の帰属収入と解する。
前会計年度以前の帰属収入
当会計年度 の帰属収入
翌会計年度以降の帰属収入

第29条は、基本金を定義し、
第30条は、その額の測定を資産の側から行う。

(基本金への組入れ)

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が、設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額

若しくは
新たな学校の設置のために取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額

又は
新たな学校の設置のために将来取得する固定資産を取得すべきものとして收受した金銭その他の資産の額

要組入額 = 組入額 + 未組入額

未組入を認識することにより、消費収支計算に基本金が影響しない。
又、審査を通していているので任意性はない。消費収支差額操作はできない。
未組入額の充当については、その計画を審査で明らかにする。

「教育の用に供されるもの」を、設置基準で自己資金を財源として資産確保を求めるとする。
よって、審査で一時的にこの資金を他人資金を可とするものがあると、未組入れになる。

要組入額 = 組入額

新たな学校の設置の際、教育の用に供される固定資産に振り替えられる。

第31条1項の取崩し以外は、取り崩し不可。

第 30 条

二 学校法人が、
既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充
実向上のために将来取得する固定資産を取
得すべきものとして收受した金銭その他の
資産の額
及び
これらの資産で取得した固定資産の価額

又は
既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充
実向上のために取得(寄贈に限る。)した固
定資産の価額

よって、後段を次に変更する。

~~寄贈で取得した固定資産の価額~~
若しくは
既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充
実向上のために当会計年度当初に保持する
金銭その他の資産で取得した固定資産の価
額

要組入額 = 組入額
次の固定資産に振り替え

- ・ 当会計年度の帰属収入から組み入れ
- ・ 基本金の振り替え

後段は、この定めが原則。

だが、前会計年度までの剰余資金で取得する固定資産を認めないと、剰余金(累積消費収支差額)肥大法人が生まれる可能性がある。また、これを認めることは資本充実の点から望ましいので、この資金での固定資産取得の基本金組入れを可とする。

ただし、これはいわゆる剰余金の資本金化であるので、取り崩しは不可とする。

取崩し

- ・ 取り崩し不可
 - ・ 寄贈者等が永久維持を求める寄付等
 - ・ 措置法 40 条の金銭又は現物寄付
 - ・ 剰余金での取得
- ・ 取り崩し可
 - ・ 通常の寄付等
 - ・ 受配者指定寄付
 - ・ 国庫補助金での取得

要組入額 = 組入額

- ・ 当会計年度の帰属収入から組み入れ
- ・ 前会計年度までの帰属収入から組み入れ
- ・ 剰余金の基本金化

30 条 1 項 2 号をこのようにすると、

設備資金収入(納付金)はここでの固定資産取得の財源となるとし、このような改正に疑問を抱く意見もあるようであるが、もしそうだとすると、これは現在の学校法人運営(設備資金の使途に問題ありということ)そのものの批判になる。

現実には納付金名は名目で、実質は「設備資金収入 = 授業料収入」と考え、使途特定していない。納付金の一つひとつを名称で紐付きにすると、全ての納付金に「？」が付くのでは。

又、このような現実を肯定して基本金を解決しないと現実との差が大きくなりすぎて、解決策が見いだせなくなし、新たな問題を惹起する。

現在の公認会計士監査でも紐付きの考え方はないのでは？

そうする学校法人は自由だが。

だが、今後の課題として、この点を検討するのには賛成。

しかし、検討は会計のみの問題ではないし、時間もかかるだろう。将来課題。

第 30 条

三 学校法人が、
基金を設定すべきものとして収受した金銭
その他の資産
又は
当会計年度当初に保持する金銭その他の資
産で

設定した基金として継続的に保持し、かつ、
運用する金銭その他の資産の額

現行基準の表現との関係で次のようにす
るのも一法。

基金(基金を設定すべきものとして収受
した金銭その他の資産又は当会計年度当初
に保持する金銭その他の資産で設定したも
のに限る。)として継続的に保持し、かつ、
運用する金銭その他の資産の額

要組入額 = 組入額(当・前会計年度帰属収入から)

- ・ 資金等の出し手の意思が永久維持を求
めるものは取り崩し不可。
- ・ 資金の出し手が一時維持を求めるもの
は、一時維持要因が解き放れたときに
取り崩し。

II

取崩型基金

- ・ 前会計年度までの資金等(累積消費収
支差額)での積み立ては取り崩し不可。

剰余金の資本金化のため。

又、これ以外の自己積み立ては基本金
としては認めない。単なる基金設定を
規制する趣旨ではない。

第 30 条

四

恒常的に保持すべき資金として別に文部
大臣の定める額

要組入額 = 組入額 + 未組入額
(当・前会計年度帰属収入から)

取り崩し不可。

法人設立・学校設置にあたって

保持を求める額 + その後に求める額

他人資金での保持を設置基準では
認めない。
よって、未組入はなし。

前会計年度までの累積消費収支差額
以外の財源を認めない。
よって、累積消費収支差額がプラス
でないと、未組入となる。
その後、累積消費収支差額がプラス
になったときに組み入れ。

これを求めない文部大臣の定めとしてもよい。
とすると、未組入れはなくなる。

第 30 条

2 学校法人が、
第 1 項第 1 号に規定する固定資産を借入金
又は未払金により取得した場合において、
当該借入金又は未払金については、当該借
入金又は未払金の返済又は支払を行った会
計年度において、返済又は支払を行った金
額に相当する金額を基本金に組み入れるも
のとする。

第 30 条

3
第 1 項第 4 号に規定する文部大臣の定める
額に比して前会計年度末の翌年度繰越消費
収入超過額が過小の場合において、当該過
小の額については、翌年度繰越消費収入超
過額が生じた翌会計年度において当該翌年
度繰越消費収支超過額を超えない額に相当
する金額を基本金に組み入れるものとし
る。

(基本金の取崩し)

第 31 条 学校法人は、その諸活動の一部又
は全部を廃止した場合には、その廃止した
諸活動に係る基本金への組入額の範囲内で
基本金を取り崩すことができる。

2 学校法人は、
第 30 条第 1 項第 2 号に規定する固定資産の
うち取得時にその維持が一時的であるとさ
れたものについては、時の経過により減少
した価値(除廃却により減少した価値を含
む。)に相当する金額の範囲内で基本金を
取り崩すことができる。

3 学校法人は、
第 30 条第 1 項第 3 号に規定する金銭その
他の資産のうち取得時にその保持が一時的
であるとされたものについては、当該基金を
取り崩したときに取り崩した額に相当する
金額の範囲内で基本金を取り崩すことが
できる。

4 減資規定？

→返済又は支払とは

- ・当該借入金又は未払金の返済又は支払
のために収受した金銭その他の資産を
もっての返済又は支払
並びに
- ・前会計年度までの累積消費収入超過額
での返済又は支払

とする。

→又は

第 1 項第 4 号に規定する文部大臣の定める額
に比して前年度繰越消費収入超過額が過小の
場合において、当該過小の額については、前
年度繰越消費収入超過額が生じた会計年度に
おいて、前年度繰越消費収支超過額を超えな
い額に相当する金額を基本金に組み入れるも
のとする。

できる = 強制取り崩し

4 これでもまだ、基本金の空洞化意見があ
れば、企業会計でいういわゆる減資規定を
ここに置く。

組み入れから、通常の固定資産取得を外したので、
基本金組入れによる当期損益(消費収支差額)への影響を回避

企業会計にある概念で処理

- ・ 剰余金(消費収支差額)での基本金組入れは、
商法 293 条の 2 による株式配当を参考とする。
 - ・ 資産価値の減少による基本金取崩しは、
税法による圧縮記帳(引当金方式・積立金方式)を参考とする。
- 企業会計では、学校法人会計は解らないとの批判に対して。

以上で、多分通常いわれる現行基本金への批判に答えているものと考ええる。

以上は、現行基準をあまり変更しない、
さらに、消費収支計算が理解できるようにを基本として手を加えた。